

TTC DSL 専門委員会スペクトル管理サブワーキンググループ

日付：2004年3月26日

提出元：イー・アクセス株式会社¹

題名：上り拡張システムの検討について

スペクトル管理SWGにおける上り拡張システムの検討は、以下の方向性に従って行うべきである。

上り拡張システムのスペクトル適合性確認を判断するために必要となる重要な改定項目が無い限りは、JJ100.01(第2版)を用いて他の新方式と同様に上り拡張システムのスペクトル適合性判断を行うべきである。なお、改版を必要とするような重要な改定項目には会員のコンセンサスが必要であり、その期限は事業者間会合の合意に基づき、4月15日とすべきである。

(理由)

事業者間会合での合意事項及び標準ルール

事業者間会合において、「第3版にむけての改定項目の提案をおこない、4月15日の会合で、重要な改定項目について合意する。」ことが合意されており、4月15日の時点で改版の必要性が確認出来る。よって、上り拡張システムのスペクトル適合性の確認に関する重要な改定項目が無ければ、現行の標準ルールに従うべきである。

注記の内容

「・・・DSL事業者会員間で協議中である」この注記は、第6回スペクトル管理SWGにてTTCスペクトル管理SWGに参加しているDSL事業者を対象とした事業者間での会合を開き、上り拡張システムの取り扱いについて事業者間で話し合いをもつことを意図している。すでに、事業者間会合の結論は出ておりこの表記は削除することが必要である。

総務省の考え方

第8回会合の総務省寄書および会合中の総務省出席者の発言にもあったとおり、JJ100.01(第2版)は、情報通信審議会として整理、答申された「DSLスペクトル管理の基本的要件」に従って策定されたものであり、本SWGとしてはその効力を否定できない。また、「DSLスペクトル管理の基本的要件」では上り拡張システムも扱えるとの総務省の見解が前回会合において示されており、その判断を否定する材料は前回まで提案されていない。

その他

今回のように新規技術が提案される毎にSWGでの検討がストップしサービス導入を遅らせるような運営、もしくは自己の技術及びサービスを有利に働かせる意図の提案で検討がストップすることが繰り返し行われるのであれば、スペクトル管理の存否から改めて議論すべきである。

以上

¹ イー・アクセス株式会社